

一般競争入札公告

沖縄県漁業協同組合連合会（以下「本会」という。）が発注する工事について、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 14 日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長 上原 亀一

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 糸満漁港水産作業等軽労化機能整備工事
- (2) 履 行 期 間 契約締結日から令和 9 年 3 月 20 日まで
- (3) 契 約 書 「別紙 1 契約書（案）」による。
- (4) 設計図書等 「別紙 2 図面、特記仕様書等」による。

※別紙 1、別紙 2 は、本会ホームページよりダウンロードする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 沖縄県内に本店があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 沖縄県の令和 7・8 年度建設工事・委託業務登録業者に登録され、かつ、業種が建築工事業、鋼構造物工事業に登録されている者。ただし、電気設備工事、管工事については、主任技術者資格者証（1 級または 2 級の工事施工管理技士）を添えた上で下請工事業者の承認を受けること。
主任技術者等の条件、配置等については、各工事の特記仕様書による。
- (5) 入札参加資格確認申請書等の提出日から本業務の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置、または指名除外の措置を受けていない者。
- (6) 開札日において、建築の有効な経営規模等評価結果通知書（経営事項審査）を受けている者であること。
- (7) 開札日を基準とし過去 1 年間に沖縄県工事成績評定要領第 8 に規定する工事成績評定通知で建築工事の評定が 60 点未満でない者であること。なお、上記期間中に工事成績評定を受けていない者は、入札参加資格を満たしているものとする。
- (8) 国税及び市税に関し未納が無い者。
- (9) 適格請求書発行事業者として登録済みであること。
- (10) 過去 10 箇年以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県、那覇市若しくは那覇市以外の地方公共団体、漁協等水産団体と同種業務（漁港施設の建築工事）又は類似業

務（水産土木又は港湾の建築工事）の契約を結び、かつこれを誠実に履行した者。

(11) 一般競争入札参加資格登録申請期日以前 6 カ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者。

(12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア) については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でない者。

3 入札参加資格申請等

(1) 入札への参加を希望する者は、本会ホームページより「別紙 3 一般競争入札参加資格登録申請書等」を取り込み記入のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに入札参加資格登録申請書等の関係資料を提出しない者並びに入札参加資格が無いと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 申請書等の配布場所及び配布期間

① 配布場所 本会ホームページより取り込む（窓口及び郵送による配布は行わない）。

② 配布期間 公告の日から令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 4 時まで

(3) 申請書等の提出先及び提出方法等

① 提出場所 〒900-0016 那覇市前島 3 丁目 25 番 39 号 本会総務課

② 提出方法 直接持参、書留郵便又は特定記録郵便により提出するものとし、次の受付期間及び時間内に到着した申請書等のみを受付するものとする。

③ 受付期間 公告の日から令和 8 年 9 月 28 日（金）まで

④ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（持参の場合、土日及び正午から午後 1 時は除く。）

(4) 入札参加資格の結果通知

① 審査の結果、入札参加資格があると認められた者には、令和 8 年 9 月 22 日（火）以降にファクシミリで通知し、通知書原本は入札日に入札参加者へ直接配付する。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加の資格を付与された日から入札が終了するまでとする。

5 入札参加資格に係る登録事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届（任意様式。会社名・代表者名記入捺印）に変更前後の内容が分かる書式（例：新旧対照表など）で記載し、提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあつては代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

6 入札参加資格の取り消し等

- (1) 入札参加資格を有する者が、入札までの期間中に2に掲げる要件を満たさない者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、その場合は、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

7 入札書及び委任状、質問書について

「別紙4 入札書・委任状・質問書」を本会ホームページより取り込む。

8 入札の日時及び場所等

- (1) 入札日時 令和8年10月6日（火）午前10時30分（入札後即時に開札し落札者を決定）
- (2) 入札場所 沖縄県水産会館 4階小研修室（那覇市前島 3-25-39）
- (3) 入札方法 入札日時に入札場所へ直接持参すること。郵送による入札は認めない。

9 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書を入れる封筒には、入札件名を公告に従い、必ず記入すること。
- (3) 第1回目の入札書記載金額に対応した内訳書（様式任意）を別添で提出すること。

内訳書には、作成年月日、入札件名、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。なお、内訳書の提出が無い場合の入札は無効となる。

- (4) 代理人が入札を行う場合、委任状の提出が無い場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で有効な最低の価格を以て入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (2) 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。
- (3) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人による入札
- (3) 日付を欠く入札、又は入札年月日の合わない入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (6) 代表者本人が行う入札で、署名捺印又は記名押印をない入札
- (7) 代理人が行う入札で、委任状の提出のない入札及び入札書に代理人の署名捺印又は記名押印のない入札
- (8) 入札書に工事費内訳書を添付しない入札（第1回目の入札時のみ）
- (9) 入札金額と工事費内訳書が一致しない入札又は未記入など不備のある工事費内訳書が添付された入札
- (10) 明らかに連合によると認められる入札
- (11) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (12) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (13) 談合その他の不正行為があった入札
- (14) その他入札条件に違反した入札

13 入札保証金に関する事項

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、契約金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を本会に納付しなければならない。

14 契約保証金に関する事項

(1) 請負代金額の100分の10以上とする。受注者が、保険会社との間に本会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書原本を発注者へ差入れた場合は免除する。

(2) ただし、落札者が契約を結ばない場合又は契約を誠実に履行しない場合は、契約金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10を沖縄県漁業協同組合連合会に納付しなければならない。

15 契約条項を示す期間及び場所

(1) 掲載期間 公告の日から令和8年9月28日(月)まで

(2) 掲載場所 本会ホームページの本工事の公告にある「別紙1」による。

(3) その他 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約にあたり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体等の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

16 工事等に関する質問及び回答

(1) 質問書の入手方法 「別紙4」の質問書を用いて行うこと。

(2) 質問期間 令和8年9月23日(木)から令和8年9月30日(水)まで

(3) 質問受付時間 午前9時から午後5時

(4) 提出方法 書面をFAX送信により提出すること。

(5) 質問書提出先 沖縄県漁業協同組合連合会 総務課 FAX: 098-860-2601

(6) 質問書への回答 令和8年9月23日(火)から令和8年9月30日(水)まで

(7) 回答の掲載方法 本会ホームページに掲載する。

17 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出された一般競争入札参加申請書等は返却しない。

なお、提出された一般競争入札参加申請書等は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しない。

また、提出された一般競争入札参加申請書等は、公開しない。

(3) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

- (4) 入札参加者は、入札説明書、特記仕様書等の関係資料を熟読し、発注者の設計意図を十分把握し、入札に参加すること。
- (5) 本事業は、那覇市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に定める「誓約書兼同意書」を提出が必要となる。また、落札者は、当該一次下請負業者以下の全ての下請負業者にも同様の対応をするよう指導しなければならない。

誓約書等の書類は、入札・開札後に行う落札者との打合せ時に提供する。

- (6) 本公告に関する問い合わせ先

〒900-0016

沖縄県那覇市前島 3 丁目 25 番 39 号 沖縄県水産会館 1 階

沖縄県漁業協同組合連合会（担当：下地・西銘）

TEL：098-860-2600 FAX：098-860-2601